

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第74号）中、県営佐原第2アパートに係る改正部分の施行期日は平成27年3月13日とし、県営宮町アパートに係る改正部分の施行期日は同月27日とする。